

平成28年度第4回市営保育所移管先選定部会 摘録

日 時：平成28年7月8日（金）午後7時00分から午後9時00分頃まで

場 所：京都社会福祉会館 第5会議室

出席委員：安保千秋，安藤和彦，清水智，土江田雅史，藤木恵（敬称略：五十音順）

※計5名（委員欠席者なし）

【佐川担当課長】

それでは、時間がまいりましたので、ただ今から、平成28年度第4回市営保育所移管先選定部会を始めさせていただきます。

皆様方におかれましては、大変御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

私は本日司会を務めさせていただき京都府保育課保育内容向上担当課長の佐川と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、市民の皆様には議論の内容を広くお知らせいただくため、京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

また、本部会は委員数5名のところ、全委員に御出席いただいておりますので、本部会が成立していますことを御報告させていただきます。

それではまず、本日の資料の御確認をお願いいたします。

1点目が『「事務局からの審議提案事項」に係る第3回選定部会での審議結果』、2点目が『募集要項（案）の主な修正箇所』、3点目が『審査項目一覧』でございます。

4点目が『聚楽保育所保護者会からの「移管後の運営に係る基本事項」修正案』でございます。

5点目が『移管先法人等募集要項（案）』でございます。

不足等はございませんでしょうか。

前回に引き続き、移管先法人の募集要項案について、御審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここからは安保部会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。安保部会長、よろしくお願いいたします。

【安保部会長】

それでは、以後、私の方で進行させていただきますので、御協力をよろしくお願いいたします。

まず、審議に先立ちまして、安藤委員から発言をされたいとのことですので、安藤委員お願いします。

【安藤委員】

第2回選定部会における山ノ本保育所保護者会意見聴取の際の私の発言について、不適切ではないかとの指摘が聚楽保育所保護者会からございました。前回の部会にお

いて発言の意図について説明させていただきました。また、山ノ本保育所保護者会には、不快な思いをさせていなかったことを事務局から山ノ本保育所所長を通じて確認していただき、安心しております。しかし、前回の説明について御納得いただけないとのことで、聚楽保育所保護者会から意見書を頂戴しました。聚楽保育所保護者会からは、第2回選定部会での態度が侮辱的であったとの御指摘でありましたが、私としてはそのような意図は全くございません。また、発言の意図については、前回の部会で説明させていただいた以上のものはないということを再度お伝えしておきたいと思っております。ただ、私の意図がどうであろうとも、聚楽保育所の保護者が不快に感じられたことについては申し訳なかったと思っております。今後、そのような誤解を受けることがないように注意してまいりたいと考えておりますので、御容赦いただきたいと考えております。

【安保部会長】

それでは審議に入りたいと思っております。本日は、募集要項案について、前回の選定部会で確認しました、移管先として選定しない場合についての募集要項への記載内容、聚楽保育所の保護者会からの意見を受けて審査項目を分けることにしました項目やその項目の係数について、また、前回、聚楽保育所保護者会から提出いただきました「移管後の運営に係る基本事項」の修正案について審議を行い、募集要項を確定させていきたいと思っております。

まず、事務局から説明をお願いします。

【村上担当課長】

まず、資料1を御覧ください。

資料1につきましては、事務局から提案させていただきました6つの審議事項について、前回御審議いただいた結果を記載しております。結果について確認いただきたいと思っております。

まず最低点の設定についてでございます。

審議結果につきましては、第一次審査及び第二次審査の中項目で0点の項目があった場合等、選定部会におきまして移管先として適当でないと判断した場合に、移管先候補者として選定しないことを明記することになりました。

2点目の点数配分の審議結果につきましては、これまでどおりとし、3点目の審議結果につきましては、書面審査の「団体のPR」において、引継ぎに関して積極的な提案が示されている場合に評価することとなっております。

4点目の保育士の経験年数等につきましては、定員を踏まえ、聚楽保育所につきましては、経験10年以上又は法人が運営する園での経験が7年以上の保育士を3人（うち1人は乳児保育経験のある者）に加え、乳児保育経験のある者を上記の他1人以上とすることとなっております。

5点目の研修につきましては、共同保育期間中は、階層別研修及び分野別研修の受講を必須とし、共同保育期間終了後当分の間につきましては、階層別研修の受講を必須とすることといたしました。

6点目の審査項目につきましては、審査基準が複数設定されている審査項目については、項目を分けることとなっております。こちらの内容につきましては、後ほど説明させていただきます。

続きまして、資料2の募集要項案の主な修正箇所について説明させていただきます。関連して資料5が募集要項案となっており、そちらにも今回の修正箇所を反映させております。

まず、前回、中項目で0点の項目があった場合は移管先に選定しないことを御確認いただき、募集要項の「2 選定の手順」の(※3)に、「第一次審査及び第二次審査の各中項目において、小項目の合計点が0点の中項目がある場合等、市営保育所移管先選定部会において移管先として適当でないと判断した場合は、移管先候補者として選定しません。」と記載しております。

また、(※2)については、申請者が多数の場合でなくても、第一次審査の結果によっては第二次審査の対象者を選考することがあるとしており、「申請者が多数の場合は、」という文言を削除しております。

「4 移管先候補者の選定等」につきましても、同様の記載としておりますので御確認をお願いします。

次に、書面審査の項目及び基準につきまして、保護者の方からの御意見を踏まえ、修正を行っています。書面審査項目の4, 5につきまして、「事故」と「不祥事」を分けることとしました。また、「16 保育の方針」につきましても、16-1, 16-2と分けております。「31 職員の配置計画」につきましては、3つの項目に分けております。「45 団体のPR」につきましても3つに分け、45-1を「移管対象保育所の状況、保護者の要望、社会的ニーズ等を踏まえ、特に評価できる内容が示されているか。」、45-2を「当該保育所の保育を引き継ぐに当たって積極的な提案が行われているか。」、45-3を「それ以外に、特に評価できる内容が示されているか。」として、それぞれ評価することとしました。

これらの見直しに合わせて、提出書類や関係する箇所についても番号の修正を行っております。

続きまして、資料2の3ページ目の中段以降、募集要項は24ページになります。「2 職員について」の「保育士」についてでございます。先ほども説明しましたが、聚楽保育所については定員の状況を踏まえ、「保育士等（保育士、保育教諭、幼稚園教諭）として経験10年以上又は法人が運営する園での経験が7年以上の保育士を3人以上（うち1人は乳児保育経験のある者）、そのほか乳児保育経験のある保育士を1人以上としております。

続きまして、募集要項は25ページの「職員の育成」についてでございます。「当分の間は、市が指定する市営保育所職員研修に出席すること」とし、29ページに別添資料として「市が指定する市営保育所職員研修」を具体的に明記しております。

分野別研修について、前回の資料では、すべての分野別研修を記載しておりました。その中で地域子育て支援拠点事業担当者研修を記載しておりましたが、拠点事業は移管先に引き継がないこととしているため、今回の指定する研修からは削除しております。

主な修正点につきましては以上でございます。

他に1箇所新たに修正した箇所がございます。募集要項4ページを御覧ください。

前回、聚楽保育所の土地貸付料につきまして、積算で約200万円と記載しておりました。聚楽保育所は合築施設となっており、建物部分の土地については床面積による按分となりますが、今回はこちらの計算ができておりませんでしたので、再計算し、約183万円に修正しております。

また、今回は添付しておりませんが、「京都市営保育所 保育のガイドライン」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する 京都市対応要領」を添付いたします。また、参考資料としまして、各保育所の保護者会のページを添付する予定としております。現在作成していただいているところですので、完成次第添付することになります。

【安保部会長】

ただいまの事務局から前回の審議結果を反映させた箇所等について説明をいただきました。前回の審議を反映させた箇所を確認いただいたうえで、何か御質問や御意見はございませんでしょうか。

【土江田委員】

研修につきまして、資料1の2ページ目では「共同保育期間中は、階層別研修及び分野別研修の受講を必須とし、共同保育期間終了後当分の間は、階層別研修の受講を必須とする。」となっており、実際の募集要項への反映については、資料2の3ページのとおりなのですが、「共同保育期間」と「当分の間」はどのように区別されているのでしょうか。別添4のカッコ書きで区別しているのでしょうか。

【村上担当課長】

そのとおりです。階層別研修は「当分の間」に「共同保育期間」が含まれるためこのような記載となっており、分野別研修については「共同保育期間」のみですので、そのことを記載しております。

【土江田委員】

「共同保育期間」が「当分の間」に含まれるかが分かりにくいので、両方記載しておくべきかと思います。分かりやすいように「共同保育期間及び当分の間」とすべきかと思います。現状の記載では、別々の期間に別々の研修を受けるように見えます。

【村上担当課長】

記載を修正させていただきます。

【安保部会長】

そのほか前回の審議内容を反映した項目については御確認いただけましたでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

それでは、前回の審議内容を反映した項目については、**別添4**の「当分の間」を「共同保育期間及び当分の間」に修正するという内容を確認いただきました。

次に、書面審査項目の係数について審議をしたいと思います。係数については、資料3で項目を分けた形で記載していただいています。それぞれの係数をどうすべきか御意見をいただきたいと思います。

現時点で記載してある係数は、項目を分ける前の係数ということによろしいですか。

【村上担当課長】

そのとおりです。従来に係数を記載しています。

【安保部会長】

では、そのままの係数を維持すると、点数は以前より高くなるということですので、参考にして検討します。

まず、「事故への対応」と「不祥事への対応」が今まで一つの項目で係数は2でした。これを2つの項目に分けましたが、この場合の係数についてはいかがですか。

【土江田委員】

他のいずれの項目も重要ではありますが、人間はミスを犯しますので、起こる前の対応や起こった後の対応について特に注視したいと考えています。他の項目も重要で点数を高くしたいところではありますが、「事故への対応」と「不祥事への対応」については、係数2を踏襲したいという考えです。

【藤木委員】

事故と不祥事については命に関わることでもありますので、係数2にしたいと思います。

【安藤委員】

どちらの項目も係数2，満点4がよいと考えております。

【清水委員】

この項目では点数が倍になりますが、合計8点満点にする方が守るべきものが守られるので、どちらの項目も係数2，満点4でよいと思います。

【安保部会長】

それでは、この2つの項目については係数2を維持します。

先ほどの審査で確定しましたが、事故への対応等については3つのことを質問することになっていました。事故等が発生したかしなかったか、発生していたとすればど

の程度の内容か、事故後の対応は適切かの3つについて点数を付けます。たとえば、事故が発生していなければ2点、係数が2点ですので満点の4点になります。

「4 事故への対応」、「5 不祥事への対応」とともに係数2、満点4で確定したいと思います。

次に、「16-1 保育の方針が明らかにされているか」、「16-2 保育の方針の下で、子どもを主体とした保育が行われているか」の項目については、いかがでしょうか。

【清水委員】

もともと係数1の項目であり、2項目とも係数を上げると以前の点数から大きく上がることにもなりますので、どちらも係数1でバランスが取れていると思います。

【安藤委員】

どちらの項目も係数1、満点2でよいと思います。

【藤木委員】

保育の方針を2項目に分け、より厳密に評価できると思いますので、係数1・満点2でよいと思います。

【土江田委員】

非常に重要な項目ですが、他の項目においても観察・評価できる項目でもあると思われるので、係数1、満点2でよいと思います。

【安保部会長】

もともとのこの項目は、保育の方針のみを記載していただいていたところ、保育の内容について具体的なエピソードも記載していただくようにした項目でした。今回の変更では、まず1つ目の項目で保育の方針を記載していただき、2つ目の項目で具体的なエピソードを記載していただくこととなります。私もいずれの項目についても係数1、満点2とし、比重を上げることでよいと思いますので、「16-1」、「16-2」とともに係数1、満点2で確定したいと思います。

次は、「32-1」から「32-3」までの職員の配置基準で、3つの項目に分かれておりますが、いかがでしょうか。

【土江田委員】

非常に重要な項目であると思います。計画どおりに職員が確保できるかどうかという不安があり、確認することにしたものですが、3つの項目に分けるということで係数を大きくすると、他の項目の比重が小さくなるので、3つとも係数1、満点2でよいと思います。

合計としては6点になりますので、従来よりは比重が高くなります。

【藤木委員】

職員の配置計画は非常に重要かと思います。ある程度の職員数がいなければ成り立たなくなることもあるかと思います。点数は大きく上がると思いますが、係数2、満点4にすべきだと思います。

【安藤委員】

保育は人が大切と言われます。計画はできたが具体的な人材確保が疎かになっては意味がありません。私の思いとしましては、いずれの項目も係数2、満点4にすべきと考えます。比重は重くなりますが、それくらいの気持ちで職員確保に努めていただかないといけないと考えております。

【清水委員】

3つ目の「職員確保の方策」については、全国的にも非常に厳しい状況と思われるので、係数2、満点4でよいと思います。また、配置基準を満たしているかにつきましても、保護者も気にされる項目であるかと思いますが、係数2、満点4でよいと思います。

【土江田委員】

これらの項目については、これまでの移管においても保護者の関心もあり、我々委員が注目する項目でもあります。また、清水委員がおっしゃったように職員の確保が難しい状況です。配置基準を満たしているかは客観的に当然のことですので、係数1、満点2にし、そのほかの2項目については係数2、満点4とするということを提案したいと思います。

【安保部会長】

これまでも応募してくる以上、配置基準を満たさない計画はありませんでした。その中でどのように施設長等の勤続年数や職員を確保する方策をとるかが重要になっていましたので、「31-1」を係数1、「32-2」及び「32-3」を係数2にするというのでいかがでしょうか。

【清水委員】

土江田委員のおっしゃられる意図は納得できます。もともと4点であった項目が10点になるので、重要視できているかと思います。

【安藤委員】

配置基準の重要性を考え、3項目とも係数2・満点4と提案しましたが、全体の満点が10点になれば、以前より高く評価できるのでよいと思います。

【藤木委員】

私もそれで結構です。

【安保部会長】

では、「32-1」を係数1・満点2、「32-2」を係数2・満点4、「32-3」を係数2・満点4ということでよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

ではこれで確定します。次に「45 団体のPR」を3つに分けるというところがございます。この点についてはいかがでしょうか。

【清水委員】

「45-1」は分ける前の内容と変わっていません。今回、2と3が追加になったと思いますが、「45-2」の引継ぎに当たっての積極的な提案については期待するものが大きいので、係数2、満点4とし、「45-3」はどういった内容が書かれてくるか想像がつかないので、係数1でよいのではないかと思います。

【安藤委員】

「団体のPR」で引継ぎについて、どれほど熱意をもって書かれるかということがあると思いますので、「45-1」、「45-2」は係数2で、「45-3」はそれぞれの園が引継ぎに関係なく自らの保育等についてPRされることですので、係数1でよいと思います。

【藤木委員】

PRに関してはいろいろと思いを込めて書かれます。「45-1」は保護者の要望等を踏まえたものですので係数2、「45-2」は保育を引き継ぐに当たってということですので係数2、「45-3」はその他ということですので、係数1でよいと思います。

【土江田委員】

私も、「45-1」と「45-2」は係数2、「45-3」は係数1で結構かと思います。

【安保部会長】

それでは、「45-1」が係数2、満点4、「45-2」が係数2、満点4、「45-3」が係数1、満点2としたいと思います。それに伴って、記載欄がこれではあまりにも小さいと思いますので、しっかり書いてほしいということが分かるよう欄を大きくしていただけますでしょうか。

係数については以上でよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

それでは、係数については以上で確定しました。

次に聚楽保育所保護者会から提出いただきました基本事項の修正案について審議したいと思います。前回、聚楽保育所の保護者会からの御意見として、聚楽保育所の保育水準を維持してほしいという御要望でございました。その点を踏まえて基本事項について御意見をいただければと思います。まず事務局からこの点について何かありますでしょうか。

【村上担当課長】

事務局としましては、先ほど施設規模に応じた変更を行ったような点を踏まえて、市営保育所を引き継ぐに当たり、御検討いただきたいと考えております。

ただし、移管に当たりこれまで基本となっている部分、職員の経験年数等、他の移管保育所で現状適用して実施している点については、変更なしという形で今後も進めていきたいと考えております。その他の意見につきましては、聚楽保育所の実施していることを踏まえ議論を交わしていただきたいと考えております。

前回聚楽保育所保護者会から提出いただきました書面審査での評価の考え方につきましては、前回お話ししてもらいましたが、審査基準の参考にさせてもらい、2, 1, 0点の基準をお示しさせていただきたいと思います。また実地審査項目の書面審査関連項番につきましては、審査をする際に御参考にしていただきたいと考えております。

【安保部会長】

それでは、聚楽保育所の保護者会からいただいている基本事項の修正案は網羅的にいただいておりますので、順番に検討したいと思います。そのような進め方でよろしいでしょうか。

資料4が聚楽保育所の保護者の方の御意見で、これまでの基本事項は資料5の24, 25ページです。

まず、「定員・運営」について、2段落目「就学前までの6年間を見通した保育を実施すること」に対して「就学前までの継続した保育を保障すること」という修正案として御意見をいただいております。この点についていかがでしょうか。

【土江田委員】

「保障すること」という言葉ですが、厳しいところではあると思います。団体である限り想定外のことが起こらないとも限りませんし、最大限努力するという意味で「実施すること」という言葉で表現できているものと理解していましたので、ここは「実施」ということでよいと思います。「継続した」ということについて、原案の「6年間を見通した」ということはどういう意図で書いてあるのでしょうか。

【村上担当課長】

この部分については、乳児保育所の移管のときから使っている表記ですが、乳児保育所でなくても就学前までの6年間を見通した保育を行っています。

【土江田委員】

「6年間を見通した」という中には「継続した」ということ以外のことも包含するのではないかと思いましたが、「6年間を見通した保育を実施すること」というのがよいのではないかと思います。

【安保部会長】

「実施する」の部分ですが、移管先の団体が保育を引き継いで行っていくことになりませんが、表現としては「実施する」は実際にしなければならないですが、「保障する」とすると、他の人にやらせても保障すればよいということにもなりますので、他の条項にも「他に委託してはいけない」という内容がありますが、移管先の団体がきちんと保育を実施するとする方がより明確かと思えます。また、きちんと保育をしなければいけないので、継続した保育を行うことは当然と思えます。「6年間を見通した」というのは年齢に応じた保育、小学校への就学に向けての保育という形でより積極的な意味が含まれると思えますので、この表現でよいのではないかと思います。他に御意見はございますでしょうか。

それでは、「就学前までの6年間を見通した保育を実施すること」という形にしたいと思えます。

次に、「移管対象保育所」というのを「聚楽保育所」にしてほしいということですが、こちらの方が分かりやすいと思えますが、いかがでしょうか。

【村上課長】

一昨年度まで、募集要項は同年度に移管先を募集する保育所で共通で作成していましたが、聚楽保育所と山ノ本保育所で募集要項を分けますので、明確にした方がよいのではないかと考えております。

【安保部会長】

では保育所の名称を入れていただくようお願いします。「過去の歳児別受入割合に沿った児童の受入れを行う」という点について、この「沿った」という意味について京都市の方で説明いただけませんか。

過去に審査しているときは、引き継ぐ時点での子どもの受入数については変えずに運営するという理解をしていたのですが、それでよろしかったでしょうか。計画もそのとおりに立てていただくようになっていたと思えます。

【村上担当課長】

そのとおりです。聚楽保育所については、定員が110人で、定員どおり受け入れております。受入れ児童数については、保育をするうえで、適正な人数というものが

ありますが、状況によって、必ずしも決めたとおりにならないことがあったり、入所希望の状況によって多少変わったりすることがあると思います。現在のクラスの受入数を基本としていただきたいというのがこの項目の趣旨です。

「平均を下回らない児童の受入れが可能な体制」ということですが、京都市においても入所した児童数に対して必要な人員を確保しています。人材確保は厳しいところもありますので、この受入割合が法人の意思で維持できるかという点、必ずしもそういうわけではないこともあると思います。

【安保部会長】

この点については、今の受入割合に応じた児童を実際に受け入れていただくという意味だということですが、このままでよろしいでしょうか。

【清水委員】

聚楽保育所の過去3年間の状況が分かりませんが、「過去」と「過去3年度」とでそれほど差が出ることはないですね。それほど変わらないのであれば、今のままでよいと思います。

【村上担当課長】

過去3年の平均を下回らないというのは、法人では確約ができないもので、厳密に言えませんが、基本的には現状維持をしていただくという趣旨で、「過去の受入割合に沿って」とさせていただきたいと思います。

【土江田委員】

過去の事例でも実際に受入割合を無理に作って齟齬が生じている申請書類になっている園があったと思います。

【安保部会長】

乳児保育所の移管のときだったと思います。6年保育の保育所ではなかったと思います。

【土江田委員】

私は「受入割合に沿った」という言葉で、平均を下回らないという意図、あるいは実際に提出された受入れ人数についてより現状に近い園が評価される可能性も十分に考えられますので、現状の表現で十分ではないかと思います。

【安保部会長】

この点について、様式31で実際の受入れ状況に応じた計画になっているか、様式32で受入れ状況に応じた職員配置になっているかを確認することになっています。様式32についても配点が大きくなっており、ヒアリングにおいても確認していくので、記載について変更なしてよろしいでしょうか。

【清水委員】

問題ないと思います。

【安保部会長】

それでは、変更なしとします。

次に費用についてです。市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を保護者に求めないこととしております。やむを得ず保護者に市営保育所で徴収する費用以外の負担を求める場合は、三者協議会において協議することとなっておりますが、保護者会の要望では保護者会の過半数以上の保護者の同意を得て実施することと御提案いただいております。

この点についていかがでしょうか。

京都市として、これまでの三者協議会において、保護者の何人以上の同意が必要であるといったことがあったのでしょうか。

【村上担当課長】

三者協議会においては、各クラスの代表の方に出席していただいております。法人又は京都市が提案し、保護者の了解を得るに当たり、代表の方だけでは決めることができないため、持ち帰っていただき、保護者でアンケート等を実施され決めていただいております。

保護者の意見については、保護者会で決めていただければと思います。三者協議会では、保護者の御意見を尊重させていただいており、多数決により決めたことはありません。

【安保部会長】

費用負担を求める場合は、本当にやむを得ない場合であると思いますが、その際は三者協議会で協議をしていただいていることなので、現在の規定のままでよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

【安藤委員】

事務局から説明のあったとおり、多数決で決めているわけでもなく、保護者が持ち帰って決めておられ、その意見を尊重されているのであれば、現在の運営のままでよいと思います。

【安保部会長】

みなさん、よろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

それでは、ここは現在の運営のままということにします。

次に施設長の資格要件について、保護者会から御意見をいただいています。市営保育所の所長には資格要件というものがあるのでしょうか。

【村上担当課長】

特に資格要件というものがあるわけではありませんが、副所長を経験した後に、所長として保育所を運営しています。

初めて所長になる者は、所長未経験であるため、慣れないことが多く戸惑うことも多々ありますが、それまでの経験を踏まえ保育所運営に取り組んでいます。

【安保部会長】

施設長の要件をこのように規定したのは、どのような理由からですか。

【村上担当課長】

京都市の民間移管は他都市を参考に進めてきております。他都市で実施されている経験年数を踏まえたものとなっています。

京都市としては、これまで経験年数については、この要件で移管を行っており、今後も同様に進めていきたいと考えています。

【安藤委員】

市営保育所の所長は公立保育所の経験者ばかりです。

民間園の施設長は、経験にバラツキはあると思いますが、概ね社会福祉事業の経験15年以上（うち認可保育所経験3年以上）の方がおられるので、他都市でもこのような要件になっているのだと思います。

【安保部会長】

市営保育所にずっと勤務されて所長になられる方と民間園とでは違うところがあると思います。この点については、審査項目の中で施設長についての勤務実績等について係数2となっていますので、十分評価させていただき、しっかりと確認していくということによろしいでしょうか。

【清水委員】

他都市でも実績があり、これまで運用してこられたのであれば、今回の募集に関してこのままで募集し、部会長がおっしゃったように配置計画の審査の中で十分な評価をしていけばよいと思います。

【安保部会長】

それでは、配置計画の中で十分確認していきたいと思います。

次に保育士の項目です。先ほど人数に関しては変更したところであり、それ以外で保護者会から3年以上の障害児保育の経験を有するという提案が出ています。

この点について、京都市では障害児保育について専門的な人材が配置されているのでしょうか。

【村上担当課長】

京都市として障害児保育に専門的な人を配置しておらず、クラスに障害児がいる場合は、クラス担任が保育をしているという状況です。障害児保育の経験があるからクラス編成や異動の考慮に入れるということはしておらず、クラスの持ち上がりや職場の経験年数を踏まえて異動等を考えます。

【藤木委員】

0歳から入ってきた子どもが、成長するにつれて障害かなということに気づかれることがあると思いますが、研修を積み重ねてきた保育士であれば気づくことができるので、障害児保育3年以上の経験としなくてもよいのではないかと思います。経験のある保育士であれば、子どもが0歳児から成長する過程で障害に気づけるので、障害児保育についての記載は必要ないと思います。

【安保部会長】

障害児について、程度も個人によって異なると思います。個々の対応状況については、審査項目においてどのような配慮をされているか、並行通園されている場合において、他の関係機関との連携方法等についてもしっかりと確認をしていきたいと思えます。

【安藤委員】

常に障害児がいるわけではないので、研修を積み上げていかれる方法でよいと思います。審査においては、しっかりと確認していく必要はあると思います。

【清水委員】

3年以上の障害児保育の経験者となれば、障害者施設としての経験を問われているように見えますので、記載の必要はないと思います。

【土江田委員】

障害児保育という限定性がありますが、定義付けが難しいのではないかと思います。保育所においては、フリーの保育士もおられ、クラスに入ったときに障害児を保育することもあります。障害の疑いのある子どもを保育したケースもあり、経験年数だけで評価することは難しいのではないかと思います。

捉える側の書き方によって幅を持たすことになると思われるので、そのような点は明記しなくてもよいと思います。

【安保部会長】

この点については、先ほど確定しました資料2の3ページの「職員について」の記

載のとおりでよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

次に、引継ぎ・共同保育については先ほど確定しました資料2の「団体のPR」で確認していくとしていますが、それ以外のところについて検討したいと思います。

引継ぎ・共同保育の欄の下から2段目、「移管前に聚楽保育所において勤務する臨時的任用職員本人が希望した場合は、移管先法人において雇用し、当該職員が引き続き移管を受けた保育所において現状と同等の待遇条件で勤務させること」、すなわち雇用させることとなります。雇用の自由を考えると、採用しなさいということは難しいと思いますので、現行どおり変更なしでよろしいでしょうか。

【清水委員】

私も雇用について強要することはできないと思います。

【安保部会長】

それでは、ここは「雇用に努める」とします。

次に、一番下の部分で、「保育内容や職員配置等運営に係る市からの助言・要請に対して適切に対処すること」との提案です。言葉の問題にはなるのですが、普通は「誠実に応じること」とすることが多いと思いますので、「誠実に応じる」でよいと思いますが、どうでしょうか。

【清水委員】

特に問題はないと思います。

【安保部会長】

では、このままでいきたいと思います。

次に職員の育成です。職員研修についての御意見については、先ほど確定したとおりです。「自己評価チェックシート等を用いて自らの保育実践を評価させ、職員相互の話し合い等を通じて保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること」との御意見ですが、この点についてどうでしょうか。

厚生労働省が出している保育所保育指針には「自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、専門性の向上や保育実践の改善に努めること」となっています。

これは確か義務となっていると思いますので、この点については保育指針の文言を記載することにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

次は、第三者評価の受審についてです。御意見に対してどうでしょうか。

【安藤委員】

国は平成28年3月に新しい基準を作成することを公表しています。移管後に第三者評価を受審されても平成25年度に実施した基準と同一の項目とはならないと思います。

第三者評価は民間園も受審されるようになってきています。

【安保部会長】

保護者の方は、現在の文言の記載の変更を求められていますが、このままでよいということですか。

【安藤委員】

第三者評価を受けることは当然であると思います。しかしながら、参考までに評価項目が変わることをお伝えさせていただきました。

【安保部会長】

文言をどうするかということですが、いかがでしょうか。

【土江田委員】

比較できないので、「下回って」という文言は必要ないと思います。

【清水委員】

基準が変わるのであれば、比べようがないので、文言を変更する必要はないと思います。

【藤木委員】

受審すると園の保育の向上に繋がるのでよいことであると思いますが、基準を下回らない等の文言は必要ないと思います。

【安保部会長】

第三者評価の受審については、受審のための準備等によって保育を振り返ることが大切であると思います。文言については、基準も変わるということも踏まえて変更なしでよろしいでしょうか。

保護者会からはもう一つ提案があります。「第三者評価を受審し、移管に関する検証を実施するとともに、その結果を公表すること」とありますが、京都市としてはどうでしょうか。

【村上担当課長】

保護者の方からは、京都市が検証すべきだという意見をいただいておりますが、法人

が検証をするということにはできないと思います。

検証につきましては、保育の内容については我々がチェックを行い、その中で改善点があれば指示をさせていただきます。第三者評価につきましても、結果については三者協議会等で報告してもらい、保護者の皆さんにもお知らせすることになります。それに対して改善をどうするのかという話も具体的に上がってくることになると思います。結果を報告して改善に取り組むということは、必要なことだと思っております。

【安保部会長】

この点については、今の文言でよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

次に三者協議会について保護者会から御意見をいただいております。三者協議会の別添4を訂正されたものを提出いただいております。三者協議会についてどういう運用されているか京都市から説明をお願いします。

【村上担当課長】

三者協議会につきましては、基本各クラスから1名が代表として出ていただいております。2名以上という御要望をいただいておりますが、1名でも代表を選ぶのに保護者会で苦慮されていますし、日程調整についても日程を合わせづらいということもあります。必ず1名でないといけないということはありません。2名であっても三者協議会の運営上困るということはありませんが、日程調整や代表者の選出に保護者の中で苦慮されるのではないかと思います。

また、招集については、事前にいつ頃するか決めさせてもらったうえで日程調整をさせていただきます。また、協議の必要があれば、随時行うこととなっております。

議決要件については、先ほどもありましたが、多数決で決めているということはありません。保護者の方の中での議決については、いろいろなやり方がございますので、この場で決めなくても運用の中で決めていただければよいと思っております。

【安保部会長】

この点について、今までの三者協議会の報告を受けている中で、各保育園で三者協議会の運営については、基本は別添に基づいて運営されておられますが、保育園の事情によって運用は変えておられますので、それに期待してこの点についてはこのままでということではいかがでしょうか。

保護者会の方が保護者代表として各クラス1名と書かれていることが、1名しか出席できないのではないかと御心配かもしれませんので、ここは例えば1名と限定せず、1名程度という形にさせていただき、あとは三者協議の中で人数等は決めていただくと

いうことでいかがでしょうか。

【藤木委員】

「1名程度」でよいと思います。

【安保部会長】

それではそういう形にしたいと思います。

次に、「基本事項に違反した場合の取扱い」について、御意見をいただいております。

「基本事項に違反した場合に本市及び保護者からの損害賠償請求に応じること」ということですが、この条項は確認的事項ですので、例えば実際に京都市が損害賠償請求をされるときは、どんな債務不履行があるのか、どんな損害があるのか、その損害と債務不履行との因果関係は京都市が立証しないと損害賠償を受けることはできません。保護者の方にもし損害があれば、保護者の方も当然損害賠償請求ができますが、保護者の方に立証していただくということになります。例えば、契約の当事者又は第三者からの損害賠償に応じることが契約条項に入れる場合もありますので、保護者からも損害賠償請求がありうるということを確認事項として入れてもよいと思いますがいかがでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

それではこれは入れることにします。

次に、「基本事項の遵守事項状況の検証」について、「立入調査の必要が生じた時には協力すること」とありますが、保護者会からの御提案は「これに必ず応じること」ということとございます。これをどうするかですが、協力という意味も応じるという意味だと思っておりますので、ここは「応じること」とした方がより明確になると思いますがそれでよろしいでしょうか。

【清水委員】

結構です。

【安保部会長】

次に、「内容の変更」についてですが、当分の間が終わった後、基本事項の内容の変更にあたってどうするかというところですが、保護者会からは、「過半数の同意を得ること」という御提案をいただいております。この点についてはいかがでしょうか。

【土江田委員】

民間保育園の経営を拘束する理由はないのではないかと考えます。基本的には、当分の間移管をスムーズにさせるということが目的なので、現在入所されている子ども

が卒園された後に関しては独自の経営がなされるべきではないかと考えております。

【安保部会長】

早急に変えるということはないかと思っておりますので、現在の規定でよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

では現在の規定のままとします。

次に、「基本事項に違反した場合の取扱い」ですが、前回は議論になったところですが、解除した後、急に移管先団体が引き上げてしまうと、保育所を閉じなければならなくなるので、そうならないようにという意味かと思っております。京都市はどう考えられますか。

【村上担当課長】

今、部会長がおっしゃったように、解除後、人がいない状況となると子どもたちに与える影響が非常に大きくなりますので、年度途中であれば一定の区切りが必要だと思います。子どもたちにとっても担任の先生が急に変わるというのは影響が大きく、移管に当たってもそういった影響を軽減するため共同保育を行っておりますので、影響が少なくなるようにしなければならないと考えております。

【安保部会長】

保育所を閉じるわけにはいかないのです、解除した場合については京都市がきちんと指導して、指導の下に子ども及び保護者が困らないように対処をさせるということでしょうか。文言については練ってみたいと思っておりますが、解除した場合に京都市がきちんと指導し、いきなり明日から保育する人がいないという状況にならないようにしなければいけないという趣旨の規定にしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

【清水委員】

その点は分かりやすく変えればその方がよいと思っております。

新しい法人等が決まるまでの間のことをどうするのかということは、京都市に頼らないといけないことだと思うので、そこがうまく表現できる形でお願いできればと思います。

【安保部会長】

協定を解除するという重大な事態に至った時は、京都市にいろいろ対応していただかないといけないので、そういうことも含めて京都市の指導の下という形で、子ども、保護者に損害が生じない、保育に困らないようにすることという趣旨で、文言については私の方に引き取らせていただくということでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

では、次に「保護者対応」について、「誠実に」を「必ず」に変更することや「誠意をもって解決すること」と追加する御提案をいただいております。この文言に関してはいかがでしょうか。

【清水委員】

「必ず」となっている部分について、全て対応しなければならないという意味にも取れるので、「誠実に」と書いてある方がよいのではないかと思います。「誠意をもって解決する」というのはこの案でよいと思います。

【安藤委員】

「誠実に対応するとともに誠意をもって」ということでよいと思います。

【藤木委員】

「誠意をもって」でよいのではないのでしょうか。

【安保部会長】

保護者対応で「解決すること」というのが少し何を解決するのかなという気がします。

【土江田委員】

解決しないこともあるかもしれません。保護者の要望に必ず対応できない場合も考えられますので、「必ず」は無理だと思います。

【安保部会長】

ここは「誠実に対応するとともに誠意をもって解決する」ということを入れるということによろしいですか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

次に「その他」について、今までの基本事項は「大幅に縮小しない」と記載されていますが、保護者の方は「大幅」というのを消してほしいということです。京都市の方から「大幅」と入れている意味を説明していただけますか。

【村上担当課長】

京都市としましては、移管すると法人等の園が増えますが、そちらにシフトしてい

く形で現にある園を大きく縮小されることは本意ではありません。入所児童の状況によって多少規模が変動することはあるとは思いますが、現段階で大幅に縮小することは避けていただきたいということです。

【土江田委員】

「縮小」とした場合、一人でもいけないのかということがあります。京都市の保育行政全般として考えた場合に大きく狂うことがないようにという意味だと思しますので、「大幅に縮小しないこと」ということでよいと思います。

【安保部会長】

ではこれはこのままにしたいと思います。次に「その他」の最後のところで、保護者会から御提案いただいているのは、「地域住民との関係を維持し、地域に根差した保育所・園であり続けること」ということで、地域との関係を書かれておりますが、これは大切なことと思いますので、文言は少し修正させていただくかもしれませんが、地域との関係について維持をするという趣旨の文言を入れるということによろしいでしょうか。文言については引き取らせていただいて、委員の皆さんに確認をしていただきます。

次に、「保育内容」の「保育内容全般」について、「保育所保育指針に沿いながら」を、保護者の提案では「則り」とされていますが、これは「則り」でよいと思いますので、「則り」にしたいと思います。「保育内容を遵守する」というのはおかしいので、やはり「尊重」という形にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

次に障害児保育を積極的にと入れておられますが、この点についてはいかがでしょうか。

【藤木委員】

障害を持っている方は保育所に入れてほしいという気持ちは多々あると思いますが、「積極的に」という文言についてはもう少し別の言い方がないかと思えます。

【安保部会長】

それでは、「積極的に」という言葉ではなく、その言葉については引き取らせていただきたいと思えます。「積極的に」というと、宣伝して獲得するという意味が入ってしまうので、そういうことではなく障害児についてもきちんと受け入れていくとう趣旨の文言にするということによろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

次に、「確実に」ということを入れておられるのですが、これは「引き継ぐこと」でよいのではないかと思うのですが、いかがですか。

【藤木委員】

「確実に」というのは、してきたことの結果論として确实だったということですので、これは「引き継ぐ」でよいのではないのでしょうか。

【安保部会長】

ではそれでよろしいでしょうか。

次に、「配慮が必要な子ども」のところで、保護者会の意見では「家庭支援の必要な子ども（疑いのある子を含む）」とありますが、「家庭支援の疑い」というのは用語として適当でないので、「家庭支援の必要と思われる子ども」ということでよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

次に「宗教的な保育」についてですが、前回も少し話したところですが、明確な方がよいと思うので、「宗教的な行為は行わないこと」ということは入れた方がよいと思います。ただ、保護者会の御意見に従って「子ども及び保護者の信教の自由に配慮し」宗教的な行為や行事は行わないというように入れてはどうかと思いますがいかがでしょうか。「十分に」を入れてしまうと、例えば、どこかお祈りの場所を確保してほしいと希望されると確保しなければならないのかという趣旨に取られることもあります。ここでは宗教的な行為を行わないということを言いたいのですが、保護者会が言っておられる保護者及び子どもの信教の自由に配慮しというのを入れるということでもよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

次に、「給食・調理」について、「食材の安全性を確保し、その情報を公開すること」というところですが、今のところ食材に関して使ってはいけない産地は京都市から各保育所にFAXで連絡しているということです。情報を公開することということですが、現在、市営保育所では食材の産地表示を行っておられるので、より分かりやすく「食材の安全性を確保し、食材の産地表示を行うこと」ということでいかがでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

それでは基本事項について、以上で確認をさせていただきたいと思います。

本日、時間がぎりぎりになりましたが、先程説明した趣旨でいくつかの用語については引き取らせていただいて、京都市と確認し、委員の皆様にもお伝えして了解を取らせていただきたいと思います。あとは京都市の方で募集に向けた手続きをお願いしたいと思います。

それでは、本日の部会はこれで終了にしたいと思いますので、事務局に進行をお返しいたします。

【佐川担当課長】

本日も長時間にわたりまして御審議いただき、誠にありがとうございました。

先ほど部会長からありましたように、事務局において募集要項を修正し、部会長に御確認いただいたうえで、公募の準備を進めてまいりたいと思います。公募のスケジュールが確定しましたら、御連絡させていただきます。

以上で、平成28年度第4回市営保育所移管先選定部会を終了させていただきます。ありがとうございました。

委員の皆様には、この後事務連絡がございますので、しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

傍聴の皆様におかれましては、お忘れ物のないよう御退出ください。ありがとうございました。